

協議会の意見を踏まえた水道料金の改定(案)について

1 これまでの改定経過と協議会での経過

昨年度 2 回の協議会を開催し、過去の料金改定の経過、料金改定の必要性和ポイント等についてお示ししました。

水道事業の料金は、平成 18 年 2 月の市町村合併時は、旧市町村の料金格差の幅が広く、暫定的に旧市町村の料金体系を引き継ぐこととしました。

平成 21 年度に合併後初めての料金改定を行い、平成 26 年度には 2 度目の料金改定を行いましたが、料金改定率が 36.4% と大きかった小野上地区、赤城地区には 3 年間の「激変緩和措置」を適用した後、平成 29 年 8 月検針分から統一料金としました。

よって、今までの料金改定は市内 1 事業者での料金統一を主目的に実施されてきたものです。

第 2 回協議会では、料金改定案として 4 案の試算について提示しました。

改定案(1) 「総括原価主義」に基づき、「基本料金」を総括原価の配賦額に近い値で試算するとともに、従量料金を平均で約 13% 増額改定で試算した。

改定案(2) 現行基本料金を約 30% 増額改定し、基本料金に含まれる水量を「10 m³」から「8 m³」に引き下げた。

また、従量料金を平均で約 13% 増額改定で試算した。

改定案(3) 現行基本料金を約 10% 増額改定し、以下は改定案(2) と同じ。

改定案(4) 現行基本料金を約 10% 増額改定し、基本料金に含まれる水量は「10 m³」のまま据置き。

また、従量料金を平均で約 13% 増額改定で試算した。

2 協議会からの意見

前回協議会では、上記のような具体的な改定案を示したところ、各委員から以下のような意見がありました。

(1) 向こう五年間経営を維持させるためには、どのくらいの料金収入が必要か。

- (2) 料金を増額改定するのであれば、まず徹底した「経営改善」が必要ではないか。
- (3) 昨今の社会情勢を反映し、改定幅はできる限り縮減した方がよい。具体的には改定案(4)を基本として検討してはどうか。
- (4) 「従量料金」の区分を細分化してはどうか。節水意識を向上させる効果があるのでは。

3 今回の改定案のポイント

前回までの協議会の経過を背景とし、県内他市の料金体系等を参考にして、以下の点を注視し改定案を提示します。

(1) 「基本料金」の見直し

第2回協議会で提示し意見のあった改定案(4)を基本として検討しました。

具体的には、「13mm口径」の基本料金を約5%値下げし、他の口径については約10%弱の増額改定で試算しました。

(2) 「従量料金」の区分を細分化

また、従量料金については、今まで「10^{m³}」までの使用量は基本料金に含まれていましたが、これを「8^{m³}」まで引き下げるとともに、「21から50^{m³}」までの区分を細分し、「節水」に積極的に取り組んでいる契約者の意向に反映できるようにしました。

4 収入見込み

上記の改定案により、令和元年度決算を基準に試算した結果、別表2に示すとおりの試算額となりました。

この改定額試算であれば、経営戦略で想定した年額でおよそ1億4千万弱の収益確保が可能と見込まれ、起債額を縮減しつつ計画的な更新工事に着手することが可能と思われます。